（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、自動車安全監査効率化推進官、自動車事故対策事業企画調整官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　安全政策課に、安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官及び事故防止対策推進官それぞれ一人、自動車安全監査官並びに自動車安全監査効率化推進官、自動車事故対策事業企画調整官、訟務官及び被害者保護企画調整官それぞれ一人を置く。

2　安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　前号の基準に基づく道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること（自動車安全監査効率化推進官の所掌に属するものを除く。）。

3～8　（略）

9　自動車安全監査官は、命を受けて、道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関する事務（安全監理室及び自動車安全監査効率化推進官の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

10・11　（略）

12　自動車安全監査効率化推進官は、道路運送事業の監査に関する事務能率の増進に関する企画及び立案に関する事務をつかさどる。

13～15　（略）

（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官、海技試験官及び海事行政ＤＸ推進官）

第九十五条　総務課に、企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官及び国際協力調整官それぞれ一人、海技試験官七人並びに海事行政ＤＸ推進官一人を置く。

2～18　（略）

19　海事行政ＤＸ推進官は、海事局の所掌する行政手続に関するデジタル技術を活用した業務改革の推進に関する企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

（国際企画室並びにクルーズ振興企画調整官、産業連携企画調整官、新エネルギー活用推進官及び国際調整官）

第百十二条　産業港湾課に、国際企画室並びにクルーズ振興企画調整官、産業連携企画調整官及び新エネルギー活用推進官それぞれ一人並びに国際調整官三人を置く。

（削る）

2　国際企画室は、港湾局の所掌事務に係る国際機関との連絡及び国際協力に関する事務（クルーズ振興企画調整官及び国際調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

3　（略）

（安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官、事故防止対策推進官、自動車安全監査官、自動車安全監査効率化推進官、自動車事故対策事業企画調整官、訟務官及び被害者保護企画調整官）

第八十七条　安全政策課に、安全監理室及び保障事業室並びに企画調整官、危機管理官及び事故防止対策推進官それぞれ一人、自動車安全監査官並びに自動車事故対策事業企画調整官、訟務官及び被害者保護企画調整官それぞれ一人を置く。

2　安全監理室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　前号の基準に基づく道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関すること。

3～8　（略）

9　自動車安全監査官は、命を受けて、道路運送事業の監査に関する基本的な政策に関する企画及び立案に関する事務（安全監理室の所掌に属するものを除く。）を分掌する。

10・11　（略）

（新設）

12～14　（略）

（企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官、国際協力調整官及び海技試験官）

第九十五条　総務課に、企画室、海洋教育・海事振興企画室、モーターボート競走監督室、業務監理室及び外国船舶監督業務調整室並びに国際企画調整官及び国際協力調整官それぞれ一人並びに海技試験官七人を置く。

2～18　（略）

（新設）

（クルーズ振興室及び国際企画室並びに産業連携企画調整官、新エネルギー活用推進官及び国際調整官）

第百十二条　産業港湾課に、クルーズ振興室及び国際企画室並びに産業連携企画調整官及び新エネルギー活用推進官それぞれ一人並びに国際調整官三人を置く。

2　クルーズ振興室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　港湾における産業の国際競争力の強化のために行う港湾の整備、利用、保全及び管理に関する基本的な政策（クルーズの振興に関するものに限る。）の企画及び立案に関すること。

二　港湾の利用に関する事務のうち、クルーズ旅客船の寄港の促進その他のクルーズの振興に関する事務で港湾における産業の国際競争力の強化に係るものに関すること。

三　港湾局の所掌事務に係るクルーズの振興に関する事務で国際機関との連絡及び国際協力に関すること。

3　クルーズ振興室に、室長を置く。

4　国際企画室は、港湾局の所掌事務に係る国際機関との連絡及び国際協力に関する事務（クルーズ振興室及び国際調整官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

5　（略）